

提案書

平成19年9月6日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

〒102-8577

東京都千代田区紀尾井町3-23

社団法人 日本民間放送連盟

業務部長 須田 正

電話番号：

電子メールアドレス：

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

1 制度分野

今回、検討課題の提案募集対象となっている放送サービスについては、半世紀以上にわたる民放ラジオの実績やノウハウを最大限活用することが、速やかなサービス提供にあたっての最善策と考える。

本年6月の情報通信審議会答申では、テレビのデジタル化によるVHF帯空き周波数のうち、90～108MHzおよび207.5～222MHzを、移動体向けのマルチメディア放送などの「放送」用とすることが適当とされているが、すでに東京ならびに大阪では、既存放送事業者が中心となり、平成15年10月から地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を実施しており、本放送に向けてコンテンツの充実化を図りつつ、着実に実績を積み重ねているところである。受信機も徐々に普及しており、今後、全国展開が可能となれば、現行のアナログラジオでは実現できなかった多彩な専門チャンネルの登場や、データ放送、通信との連携サービス、携帯端末や車載端末など移動体向けの地域情報の提供など、更なるサービスの充実が期待される。デジタルラジオの制度的な位置づけについては今後の検討に委ねられるが、少なくとも民放ラジオ社をはじめとする既存放送事業者が中心となって積み重ねた実績は、平成23年以降も引き続き活用すべきものである。

また、携帯端末や車載端末など移動体向けサービスにおいては、特に災害情報の提供という点も重視しなければならない。非常災害時において、被害状況や避難所の情報など、より地域に密着した、きめ細かな情報提供に威力を発揮するためには、既存の民放ラジオ社のノウハウは欠かせない。さらには、アナログラジオのデジタル波でのサイマル放送というサービス展開も可能となるよう配慮する必要があるだろう。

いずれにせよ、将来的に全国の民放ラジオ社が、各地域でサービス展開するために必要な周波数帯域を十分確保し、これまでの実績やノウハウを最大限に活用できるような制度とすることが大前提となる。今後の制度設計に当たっては、民放ラジオ社の意向を十分に汲み、上述の趣旨を踏まえて適切に検討されたい。